

青森県農業農村整備関連業務プロポーザル方式事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、青森県農林水産部農村整備課が所掌する農業農村整備事業等に係る調査、測量、設計等の業務委託において、プロポーザル方式を実施する際に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、プロポーザル方式とは、一定の条件を満たす提案者を公募又は選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する技術提案書の提出を受け、原則として提出された書類をもとにヒアリングを実施した上で、当該技術提案書の審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した者（以下「契約候補者」という。）を特定する方式をいう。

2 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、前項に規定するプロポーザル方式のうち、提案者を公募により募集し、提案資格があると認めた者から提案を受ける方式をいい、指名型プロポーザル方式とは、同項に規定するプロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名者から提案を受ける方式をいう。

(対象業務)

第3条 プロポーザル方式の対象業務は、次に掲げる業務（特許、著作権に係る技術等が必要とされる業務を除く）のうち、その業務内容が特に高度な技術、知識等を必要とするもの又は特に専門的な技術が要求されるもので、地域県民局地域農林水産部長（以下「地域農林水産部長」という。）が必要と認めた業務とする。

- (1) 重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計、高度な構造計算を伴う設計、高度な解析を伴う地質調査等、比較検討又は新技術を要するもので、高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (2) 先例が少なく実験解析や特殊な観測・診断を必要とする業務
- (3) その他、プロポーザル方式に基づき発注することが適当であると認められる業務

(業務の選定等)

第4条 地域農林水産部長は、プロポーザル方式により契約候補者を特定しようとする場合は、あらかじめ当該業務が前条の規定に該当するか否かを、地域県民局地域農林水産部における県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審議するものとする。

2 選定委員会は、契約候補者をプロポーザル方式により特定することとした業務について、次に掲げる事項を審議しなければならない。

- (1) 評価委員会の設置及び評価委員の選定
- (2) 参加資格

(3) 応募要領

(4) 指名型プロポーザル方式による場合における技術提案書の提出を要請する者(以下「要請者」という。)の選定

(評価委員会の設置)

第5条 選定委員会は、プロポーザル方式により契約候補者を特定することに決定した業務について、原則として評価委員会を設置し、第15条の定めるところにより、契約候補者を特定しなければならない。

2 評価委員会は、選定委員会が前条第2項第2号及び第3号の規定により設定した契約候補者の特定に必要な事項に基づき、提案を評価するものとする。

(評価委員長及び評価委員の選定)

第6条 選定委員会は、評価委員会の委員長を選定委員会の委員の中から選定するものとする。

2 選定委員会は、評価委員会の委員を5名以上選定しなければならない。この場合において、委員は2名以上を、選定委員会の委員の中から選定するものとする。

3 評価委員会には、必要により外部委員を選定することができる。

4 前項の規定により外部委員を選定した場合には、第1項の規定にかかわらず、当該外部委員を委員長とすることができる。

(技術提案書の提出者の資格)

第7条 地域農林水産部長は、プロポーザル方式により契約候補者を特定しようとする場合は、発注する業務ごとに次の各号に定める事項を、当該業務に係る技術提案書の提出者の参加資格として定めるものとする。ただし、地域農林水産部長が特に認める場合においては、この限りではない。

(1) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(昭和58年2月青森県規則第6号)第3条第2項に規定する業種のうち、当該業務に対応すると定めた業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者(プロポーザルの提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。)であること。

(2) 次のいずれかの期間において、青森県建設業者等指名停止要領(昭和60年6月1日施行)に基づく知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

ア 公募型プロポーザル方式にあつては、プロポーザル参加表明書の提出期限から契約締結の時まで

イ 指名型プロポーザル方式にあつては、指名通知の日から契約締結の時まで

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しない者であること。

(4) 配置予定技術者は、技術士(農業部門)、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー(業務に該当する部門)及びその他当該業務に必要な資格で地域農林水産部長が定める資格のいずれかの資格を有する者であること。

(5) その他地域農林水産部長が必要と認める事項

(実施の公告)

第8条 地域農林水産部長は、公募型プロポーザル方式を実施しようとするときは、次に掲げる事項を、県のホームページへの掲載及び庁舎への掲示により公告するものとする。

- (1) 業務の概要に関する事項
- (2) 技術提案書の提出者の資格
- (3) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項
- (4) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限に関する事項
- (5) 提出要請書の内容についての質問の受付及びその回答に関する事項
- (6) 技術提案書を特定するための評価基準に関する事項
- (7) 契約候補者の特定等に関する事項
- (8) ヒアリングに関する事項
- (9) その他地域農林水産部長が必要と認めた事項
- (10) 契約等に関する事項
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口

2 前項の公告は、別紙の公告記載例により行うものとする。

(参加表明書の提出)

第9条 公募型プロポーザル方式において技術提案書の提出を希望する者（以下「参加表明者」という。）は、当該公告において指定する日までに、発注する業務ごとに、参加表明書（様式第1号）及び必要書類（当該公告において指定された場合に限る。）を地域農林水産部長に提出しなければならない。

2 参加表明書の提出期限は、原則として、公告した日の翌日から起算して10日後とする。

(資格審査)

第10条 地域農林水産部長は、参加表明書の提出があった場合は、速やかにその者の参加資格を審査し、参加資格確認結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 参加資格を有していると認められる者（以下「有資格者」という。）については、技術提案書の提出の要請を書面（様式第5号）により行うものとする。

3 第1項の参加資格が認められなかった旨の通知を受けた参加表明者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く。）以内に、地域農林水産部長に対して書面により、その理由についての説明を求められるものとする。

4 地域農林水産部長は、参加資格が認められなかった理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して3日（休日等を除く。）以内に、書面により回答するものとする。

(指名業者の選定)

第11条 地域農林水産部長は、指名型プロポーザル方式により契約候補者を特定しようとする場合は、当該業務の有資格者の中から、要請者を選定するものとする。

(指名の通知)

第12条 地域農林水産部長は、要請者を決定した場合は、速やかに当該要請者に対し指名通知書(様式第3号)により次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 業務の概要に関する事項
- (2) 技術提案書の提出者の資格
- (3) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項
- (4) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限に関する事項
- (5) 設計図書等を示す場所及び期間に関する事項
- (6) 提出要請書の内容についての質問の受付及びその回答に関する事項
- (7) 技術提案書を特定するための評価基準に関する事項
- (8) 契約候補者の特定等に関する事項
- (9) ヒアリングに関する事項
- (10) その他地域農林水産部長が必要と認めた事項
- (11) 契約等に関する事項
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口

(技術提案書の提出要請)

第13条 地域農林水産部長は、第10条の規定による有資格者及び前条の規定による要請者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書(様式第5号)により次に掲げる書類の提出を要請するものとする。

- (1) 有資格者 技術提案書(様式第6号)
- (2) 要請者 提出意思確認書(様式第4号)及び技術提案書(様式第6号)
- 2 前項の通知から技術提案書の提出までの期間は、原則として、10日間以上とするものとする。
- 3 要請者は、プロポーザル関係書類提出要請書等において指定する日までに、提出意思確認書を地域農林水産部長に提出しなければならない。ただし、地域農林水産部長が必要ないと認めたときは、省略することができる。
- 4 提案要請に係る説明会は、原則として開催しない。ただし、業務内容により、要請者と対面で説明を行わないと適切な提案が行われぬおそれがある場合には、要請者が一同に会さない形で、個々の要請者に説明を行うことは妨げない。
- 5 当該業務に係る技術提案書を提出する者(以下「技術提案者」という。)は、別に定める期日までに次に掲げる書類を技術提案書に添えて提出しなければならない。
 - (1) 業務の実施方針
 - (2) 技術者の配置計画

- 3 最高点が複数あった場合は、ウェイトの高い評価項目の得点が上位の者を契約候補者として特定すべき者とする。
- 4 選定委員会は、第1項の規定に基づく審査により、評価の過程、集計結果等に疑義があると認めた場合は、評価委員会に対し是正のための必要な措置を求め、又は新たに評価委員会を設置し、改めて提案を評価させることができる。

(契約候補者の特定)

- 第16条 地域農林水産部長は、選定委員会から契約候補者として特定すべき者の報告を受けた場合は、契約候補者として特定するものとする。
- 2 地域農林水産部長は、契約候補者として特定した者（以下「特定者」という。）及び特定しなかった者（以下「非特定者」という。）に技術提案書審査結果通知書（様式第7号）により通知するものとする。
 - 3 前項の通知を行う場合、特定者及び非特定者に対し、評点と順位の記載された評価結果表を添付するものとする。
 - 4 非特定者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に、地域農林水産部長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。
 - 5 地域農林水産部長は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（休日等を除く。）以内に、書面により回答するものとする。

(参加資格の喪失等)

- 第17条 当該業務の有資格者が、資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る技術提案を行うことができないものとし、既に提出された技術提案書は無効とする。
- (1) 第7条に規定する当該業務に係る参加資格を満たさないこととなったとき
 - (2) 参加表明書又は技術提案書等に虚偽の記載をしたとき
- 2 前項の場合において、地域農林水産部長は当該技術提案者に対し、その業務に係る技術提案を行うことができない理由を付して通知しなければならない。

(契約の締結)

- 第18条 地域県民局長は、特定者と、契約限度額の範囲内で契約を締結するものとする。
- この場合において、特定者が技術提案書に記載した予定技術者等の変更は、原則として認めないものとする。
- 2 特定者が提出した技術提案書は、契約締結以降、契約図書として用いるものとする。

(特定結果の公表)

- 第19条 契約候補者の特定結果については、ホームページに公表するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。